

## 一者応札・応募の現状と改善方策

### 1 一者応札・応募の現状

当センターでは、競争入札に対して、従来から、参加資格の緩和や仕様書、入札日時の見直しを行い、多くの者が入札に参加できるようにしている。

しかしながら、下記「表1」のとおり、平成20年度において、1者応札者が3割以上をしめており今後の検討課題となっている。

「表1」平成20年度における一般競争及び企画競争・公募の競争参加者

	一般競争		企画競争		公 募		合 計	
	件	%	件	%	件	%	件	%
1者	7	23	15	25	12	100	34	33
2者以上	24	77	45	75	0	0	69	67
合 計	31	100	60	100	12	100	103	100

なお、当センターでは、入札説明書、仕様書の配布を受けた相手に対して、入札に参加しない（できない）場合は、その都度、理由を聴取しており、その結果は「表2」のとおりとなっている。

「表2」入札に参加しない（できない）主な理由

- |   |
|---|
| <ol style="list-style-type: none"> <li>1 入札公告期間が短い。</li> <li>2 参加資格の実績要件、資格要件が厳しい。</li> <li>3 参加しても社の専門外であったため、請負える内容ではなかった。</li> </ol> |
|---|

### 2 改善方策

従来から競争性を確保するため取組を行なってきたところであるが、今後は、「表2」入札に参加しない（できない）主な理由を参考にし、より多くの入札参加者を確保するため以下の措置を講ずることとした。

- (1) これまでの公告等の期間は、企画競争も含め国の定める一般競争入札の公告期間である原則10日以上（政府調達協定の対象となるものは原則50日以上）としており、適切な期間を確保している。しかしながら、より競争性を確保するための自主的措置として、今後は原則として20日以上公告等の期間を確保することとした。

さらに、計画的な予算執行を行なうことにより、同時期に入札が重ならないよう注意することとした。

- (2) 参加資格の実績要件については、仕様書の内容を検討のうえ、真に調達目的の達成に必要なかを判断し、必要以上の要件を付さないこととした。

【例】・外部監査業務委託契約について、①文部科学省主催の会計基準検討会議等への委員派遣実績があること。②日本公認会計士協会等公的機関の独立行政法人監査専門部会等への委員派遣実績があること。を削除する。

- (3) 公示する際は、参加を希望する者に対して不明な点等がないよう業務内容等を明確にすることとした。